

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水（下水道事業）		
事業開始年月日	平成24年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	鴻巣市	職員数（H22. 4. 1現在）	1名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本金	200（21年度）	財政力指数	0.801（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	89.3（21年度）	実質公債費比率（%）	9.2（22年度）
		将来負担比率（%）	30.6（21年度）

- 注1 資本金については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容

旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容

該当なし

〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：鴻巣市、吹上町、川里町〕

旧市町のうち、鴻巣市及び川里町にて特別会計を設置し、鴻巣市においては下水道課、川里町においては産業課にて業務を行っていましたが、合併時に組織及び経営を統合しました。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 に示を付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	鴻巣市農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度
計画策定責任者	鴻巣市長 原口 和久
既存計画との関係	第5次鴻巣市総合振興計画
公表の方法等	議会への報告、鴻巣市ホームページ掲載
基本方針	農業用排水の水質保全や農業集落の生活環境の改善を図ることを目的として、本市においては昭和61年度より農業集落排水事業に着手し、現在4地区が供用開始されております。公債費の償還のピークを迎え厳しい財政状況にありますが、水洗化率の向上による使用料収入の確保や、経営の効率化による維持管理費の削減等により健全な財政運営を行い、経営基盤の強化を図ります。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	4,215.1	24,192.4	10,292.8	38,700.2
	補償金免除額	952.0	6,011.6	3,467.3	10,430.7
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		1,723.4	12,661.6	14,384.9

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	農業集落排水事業	4,215	24,192	10,293	38,700
合 計 (A)		4,215	24,192	10,293	38,700
「繰上償還希望額」欄の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,215	24,192	10,293	38,700

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
「繰上償還希望額」欄の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	農業集落排水事業		1,723	12,662	14,385
合 計 (A)			1,723	12,662	14,385
「繰上償還希望額」欄の区分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			1,723	12,662	14,385

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の農業集落排水事業は、笠原、笠原第2、郷安、上会下の4地区において構成され、いずれも供用を開始しています。現行の使用料水準では汚水処理経費を回収できない状況にあります。原因としては、公債費の償還のピークを迎えていることによる資本費の増、施設・設備の経年劣化などに伴い修繕費等の維持管理経費が増加したことによる汚水処理費の増などが挙げられます。</p> <p>現在は不足する汚水処理経費を一般会計からの繰出金に頼らざるを得ない状況になっております。</p>
経営課題	<p>課題 ① 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>維持管理費として、処理施設の動力費、汚泥引抜き手数料や保守点検業務委託料及び施設修繕料が主な支出となっておりますが、当面の課題としては、委託内容等の見直しを行うことにより、供給コストの削減を行うことが挙げられます。</p> <p>具体的には、平成18年度より、処理場施設の保守点検業務において、随意契約から指名競争入札への契約方法の見直しを行ったことにより、大幅な維持管理費の縮減が図ることが出来ました。また、平成23年度においては、4地区それぞれで行っている契約を、笠原、笠原第2地区については併せて契約を行い3契約とすることにより更なる維持管理費の縮減を図っていくこととしています。</p> <p>課題 ② 効率的な事務運営</p> <p>農業集落排水料金システムについては、従来水道料金システムとは別に稼動しており、徴収事務も別に行っていましたが、平成20年度にシステムの統合を行い、水道課への徴収事務の委託を行うことにより大幅な事務の効率化を図ることが出来ました。このことにより、収納率の向上を図ります。</p> <p>課題 ③</p> <p>課題 ④</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	70	63	67	100	84	95	89	89	90	89
	(1) 営 業 収 益 (B)	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33
	ア 料 金 収 入	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	42	33	35	69	51	62	56	56	57	56
	ア 他 会 計 繰 入 金	42	33	35	54	51	62	56	56	57	56
	イ そ の 他				15						
	2 総 費 用 (D)	66	62	61	59	60	61	56	54	53	53
	(1) 営 業 費 用	37	33	34	34	36	38	36	35	35	35
	ア 職 員 給 与 費	4	5	8	5	6	5	5	5	5	5
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	32	28	26	28	31	33	31	30	30	30
	(2) 営 業 外 費 用	29	29	27	25	24	23	20	19	18	18
	ア 支 払 利 息	29	27	26	25	24	23	20	19	18	18
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他		2	1								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	4	1	6	41	24	34	33	35	37	36	
資本的 収 支	1 資 本 的 収 入 (F)	40	29	29	12	6	28	87	65	60	6
	(1) 地 方 債						23	71	49	45	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	38	27	25	6	4	3	14	14	13	4
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	(6) 工 事 負 担 金	2	2	4	6	2	2	2	2	2	2
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	38	41	41	42	41	64	117	97	94	46
	(1) 建 設 改 良 費	11	10	7	3			50	50	50	
	ウ ち 職 員 給 与 費	5	5	6							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27	31	33	39	41	64	67	47	44	46
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他			1								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	2	△ 12	△ 12	△ 30	△ 35	△ 36	△ 30	△ 32	△ 34	△ 40	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	6	△ 11	△ 6	11	△ 11	△ 2	3	3	3	△ 4
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	18	24	13	7	18	7	5	8	11	14
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	24	13	7	18	7	5	8	11	14	10
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	24	13	7	18	7	5	8	11	14
	赤 字 (Q)									
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	75.3	67.7	71.3	102.0	83.2	76.0	72.4	88.1	92.8	89.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	28	30	32	31	33	33	33	33	33	33
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	924	893	860	821	780	739	743	745	746	700

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	42	33	35	54	51	62	56	56	57	56
うち基準内繰入金	4	4	5	48	51	57	53	53	54	53
うち基準外繰入金	38	29	30	6		5	3	3	3	3
資 本 的 収 支 分	38	27	25	6	4	3	14	14	13	4
うち基準内繰入金	6	6	6	6	4	3	2	2	2	2
うち基準外繰入金	32	21	19				12	12	11	2
合 計	80	60	60	60	55	65	70	70	70	60

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	31	36	38	72	75	75	75	75	75	75	
資本費 (円又は%)	170	187	184	190	200	200	198	200	199	197	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	75.3	67.7	71.3	102.0	83.2	76.0	72.4	88.1	92.8	89.9	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	60.0	52.4	52.2	54.0	60.7	65.3	62.9	62.9	63.3	62.9
	うち基準内繰入金 (%)	5.7	6.3	7.5	48.0	60.7	60.0	59.6	59.6	60.0	59.6
	うち基準外繰入金 (%)	54.3	46.0	44.8	6.0	0.0	5.3	3.4	3.4	3.3	3.4
	資本的収入分 (%)	95.0	93.1	86.2	50.0	66.7	10.7	16.1	21.5	21.7	66.7
	うち基準内繰入金 (%)	15.0	20.7	20.7	50.0	66.7	10.7	2.3	3.1	3.3	33.3
	うち基準外繰入金 (%)	80.0	72.4	65.5	0.0	0.0	0.0	13.8	18.5	18.3	33.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定については、一世帯あたりの基本料金に人数割の加算を行う定額制となっています。処理区域内人口、水洗便所設置済人口共に減少傾向にありますが、世帯構成の変化によるものと推測されます。既に接続している世帯数に大幅な変更は見られず、新規接続世帯は微増で推移すると考えられるため、今後の料金収入、有収水量については微増で推移するものと見込まれます。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>他会計負担金は、平成22年度以降においては収益的収入分がおよそ54,000千円、資本的収入分についてはおよそ2,000千円の経費が見込まれています。他会計補助金については、資本的収入分について平成23年度から平成25年度まで笠原クリーン施設の更新事業に係る経費に対する補助金を計上しています。そのほか、繰出基準外の元利償還金に対する補助金を計上しています。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成23年度から平成25年度まで笠原クリーン施設の更新事業を予定しています。概算事業費は3か年でおおよそ150,000千円と見込まれており、財源につきましては、地方債を予定しています。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>平成17年10月1日に1市2町(鴻巣市・吹上町・川里町)の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で職員数を200人削減することを目指している。</p> <p>鴻巣市定員適正化計画(平成18年3月策定)に基づき、職員の削減に取り組んできた結果、平成22年4月1日現在の職員数は計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。</p> <p>今後においては、第2次鴻巣市定員適正化計画(平成22年6月策定)に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の職員数目標を700人としている。</p> <p>新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者数の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。</p>
○ 給与のあり方		<p>◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。 地域手当については、国基準である3%を支給済み。</p> <p>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を勧めるとしている。 なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。 また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。</p> <p>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向け協議中。</p> <p>◇ 福利厚生事業のあり方 福利厚生事業は、会費(職員の給料月額3/1,000)を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①、②	<p>平成18年度より、処理場施設の保守点検業務において、随意契約から指名競争入札への契約方法の見直しを行ったことにより、大幅な維持管理費の縮減が図られた。また、平成23年度においては、4地区それぞれで行っている契約を、笠原、笠原第2地区については併せて契約を行い3契約とすることにより更なる維持管理費の縮減を図っていくこととしている。</p> <p>農業集落排水料金システムについては、従来水道料金システムとは別に稼動しており、徴収事務においても別に行っていたが、平成20年度にシステムを統合し、水道課への徴収事務の委託を行った。これにより、大幅な事務の効率化が図られ、収納率の向上につながった。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>処理場施設の保守点検業務等について、民間委託を行っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		<p style="color: red;">農業集落排水事業の料金については鴻巣地域(笠原、笠原第2、郷安)、川里地域(上会下)において異なっていたが、平成17年10月の合併時に鴻巣市の制度に統一しました。これにより、事業所等においては基本使用料に加え、従業者数に応じて割増料金が加算されることとなった。</p>
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>当初予算、上期・下期財政状況、決算状況及びバランスシートを市広報に掲載し、同じ内容と市町村財政分析表を市ホームページにて公表している。 また、財務書類4表を市広報、市ホームページにて公表済み。</p>
○ 行政評価の導入		<p>平成19年度から本格的に行政評価システムを導入し、予算との連携を図り、約1,000事業を33施策に集約、事務事業の効率的な執行、縮小及び削減等を実施している。</p>
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題② 農業集落排水料金システムについては、従来水道料金システムとは別に稼働しており、徴収事務も別に行っていましたが、平成20年度にシステムの統合を行い、水道課への徴収事務の委託を行ったことにより、大幅な事務の効率化を図ることができました。これにより、平成19年度は2名の職員で業務を行っていましたが、平成20年度より1名減となりました。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題① 平成18年度より、処理場施設の保守点検業務において、随意契約から指名競争入札への契約方法の見直しを行ったことにより、大幅な維持管理費の縮減が図ることが出来ました。また、平成23年度においては、4地区それぞれで行っている契約を、笠原、笠原第2地区については併せて契約を行い3契約とすることにより更なる維持管理費の縮減を図っていくこととしています。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

- 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計		
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	3,435	3,420	3,401	3,334	3,307		3,301	3,295	3,289	3,283	3,277			
	A 増減		△15	△19	△67	△27	△128	△6	△6	△6	△6	△6	△30		
	水洗便所設置済人口(人)	2,792	2,871	2,930	2,917	2,907		2,901	2,895	2,889	2,883	2,877			
	B 増減		79	59	△13	△10	115	△6	△6	△6	△6	△6	△30		
	水洗化率(%)	81	84	86	87	88		88	88	88	88	88			
	C 増減		3	2	1	1	7	0	0	0	0	0	0		
	有収水量(㎡)	277,005	267,961	281,738	291,487	294,683		295,000	296,000	297,000	298,000	299,000			
	D 増減		△9,044	13,777	9,749	3,196	17,678	317	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	4,317	
	② 使用料単価(円/㎡)	102	111	112	108	113		112	112	112	112	112			
	E 増減		9	1	△4	5	11	△1	0	0	0	0	0	△1	
③ 料金改定率(%)															
F 増減															
④ 取納率(%)	95	93	93	93	95		95	96	96	96	97	97			
G 増減		△2	0	0	2	0	0	1	1	1	1	1	4		
⑤ その他()															
H 増減															
経営の効率化	⑤ 管理運営費(千円)	92,084	92,854	94,102	98,060	101,383		102,277	97,285	98,152	97,951	97,815			
	I 増減		770	1,248	3,958	3,323	9,299	894	△4,992	867	△201	△136	△3,568		
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	27	27	28	29	31		31	30	30	30	30			
	J 増減		0	1	1	2	4	0	△1	0	0	0	△1		
	⑦ 汚水処理原価(円/㎡)	326	310	295	150	150		150	150	150	150	150			
	K 増減		△16	△15	△145	0	△176	0	0	0	0	0	0		
	⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	126	122	110	108	116		121	111	110	110	110			
L 増減		△4	△12	△2	8	△10	5	△10	0	0	0	0	△9		
M 増減															
⑨ 使用料回収率(%)	31	36	38	72	75		75	75	75	75	75				
⑩ 累積欠損金比率(%)															
⑪ 企業債現在高(百万円)	924	893	860	821	780		739	743	745	746	700				
収入の確保	使用料収入	28	30	32	31	33		33	33	33	33	33			
	改善効果額														
	①有収水量の増加														
	②使用料の適正化														
③取納率の向上															
④その他()															
改善効果額															
経営の効率化	⑫ 管理運営費	92	93	94	98	101		102	97	98	98	98			
	⑬ うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	9	10	14	5	6		5	5	5	5	5			
	改善効果額														
	⑭ ⑮ 職員給与費の適正化														
	⑯ 維持管理費(上記以外)の適正化														
	⑰ その他⑥(施設保守点検業務の見直し)	11	8	7	8	8		8	8	8	8	8			
改善効果額		3	4	3	3		3	3	3	3	3	15			
計画前5年間改善効果額 合計												13		改善効果額 合計 A	15
														<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)	11

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされた。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列……………・使用料収入
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列……………法適用事業 = 20表01行03列
- ・有収水量……………10表01行52列……………法非適用事業 = 26表01行03列
- ・管理運営費……………32表02行05列……………・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- ・汚水処理原価……………法適用事業2行06列(汚水処理原価)計(23表01行18列)-(21表01行44列)
- ・汚水処理原価(維持管理費)法非適用事業2行06列(汚水処理原価)計(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

○ 使用料適正化の考え方

農業集落排水事業の料金については鴻巣地域(笠原、笠原第2、郷安)、川里地域(上会下)において異なっていたが、平成17年10月の合併時に鴻巣市の制度に統一しました。これにより、事業所等においては基本使用料に加え、従業者数に応じて割増料金が加算されることとなった。

○ 民間委託の取組状況

処理場施設の保守点検業務等について、民間委託を行っている。

○ その他に記入された項目に関する取組等